

令和3年度  
年次報告

個人情報保護委員会

## 目 次

第1章 委員会の組織等及び所掌事務	1
第1節 委員会の組織等	1
1 組織	1
2 予算	1
3 組織理念	1
第2節 委員会の所掌事務の概要	2
1 個人情報保護法に関する事務	2
2 マイナンバー法に関する事務	4
3 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務	6
第2章 委員会の所掌事務の処理状況	7
I 個人情報保護法等に関する事務	7
第1節 令和2年改正法の円滑な施行に向けた取組	7
1 各種ガイドライン及びQ&Aの改正等	7
2 特定分野ガイドラインの改正	7
3 個人データの越境移転規制の施行に向けた取組	8
第2節 個人情報保護制度の一元化	9
1 デジタル社会形成整備法の成立	9
2 令和3年改正法の円滑な施行に向けた取組	9
第3節 個人情報の保護に関する基本方針の一部変更	10
第4節 個人情報保護法に基づく監督等	10
1 漏えい等事案に関する報告の受付状況等	10
2 報告徴収、指導及び助言の状況	11
3 勧告及び命令の状況	11
4 個人情報の取扱い等に関する注意喚起等	11
5 情報セキュリティ関係機関との連携	12
6 外国執行当局との連携	12
第5節 個人情報保護法等に基づく個人情報等の利活用等	12
1 個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進	12
2 オプトアウト手続に関する取組	14
3 認定個人情報保護団体に関する取組	14
4 民間の自主的取組の推進	14
II マイナンバー法に関する事務	15
第1節 マイナンバー法に基づく監督等	15
1 委員会規則の改正	15
2 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン及びQ&Aの改正	15
3 漏えい事案等に関する報告の受付状況等	15
4 指導、助言等の状況	15
5 立入検査等の状況	15

6	監視・監督システムを用いた情報連携の監視状況	16
7	地方公共団体等の特定個人情報の取扱いに関する定期的な報告の状況	16
8	その他の監督活動	16
第2節	特定個人情報保護評価	16
1	特定個人情報保護評価書の承認	16
2	評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況	17
3	特定個人情報保護評価指針の変更	17
第3節	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出の受付	17
1	届出の受付状況	17
2	情報連携の対象となる独自利用事務の事例の追加等	17
<b>III</b>	<b>国際協力</b>	18
第1節	信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組の推進	18
1	日米欧三極間における既存の枠組みを活用した個人データ流通の更なる促進を図る取組	18
2	信頼性のあるガバメントアクセスに関する取組	18
3	G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル	18
第2節	国際会議への参加	19
1	アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム	19
2	世界プライバシー会議（GPA）	19
第3節	地域別対話	19
1	EUとの協力対話等	19
2	米国との対話	19
3	英国との対話	19
4	APEC 越境プライバシールール（CBPR）システムの推進	20
第4節	国内事業者による国際的な活動に資する情報の発信	20
<b>IV</b>	<b>新型コロナウイルス感染症に係る対応</b>	20
<b>V</b>	<b>個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務</b>	21
第1節	相談受付	21
1	個人情報保護法関係	21
2	マイナンバー法関係	21
第2節	広報及び啓発	22
1	個人情報保護法関係	22
2	マイナンバー法関係	23
第3節	人材育成	24
第4節	関係省庁主催の会議等への出席	24
付表	活動実績	25
1	個人情報の取扱いに関する監督の処理状況	25
2	匿名加工情報の作成等に係る公表状況	32
3	行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所の受付件数	32

4	特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督の処理状況	33
5	特定個人情報の安全管理措置等についての説明会の実施状況	34
6	特定個人情報保護評価書の承認日	34
7	評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況	35
8	信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に関する主な対話実績 (オンライン)	35
9	主な国際会議(オンライン)への参加(新型コロナウイルス感染症対策における個人データの取扱いを議題とするものは付表11参照)	36
10	外国機関との対話実績(オンライン)	37
11	新型コロナウイルス感染症対策における個人データの取扱いに関する国際的議論 (オンライン)への参加	38
12	個人情報保護法相談ダイヤルにおける受付件数	39
13	マイナンバー苦情あつせん相談窓口における受付件数	39
14	個人情報保護法に関する説明会の実施状況	40
15	職員研修	40

## 第1章 委員会の組織等及び所掌事務

### 第1節 委員会の組織等

委員会は、個人情報、特定個人情報等を取り扱う事業者、行政機関等に対し、個人情報保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）に基づき、監視、監督等を行う機関であり、国の行政機関を含むあらゆる監視監督対象からの独立性が必要であることから、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第3項の規定に基づく内閣府の外局である合議制の機関として設置された。また、委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命し（個人情報保護法第131条第3項）、その職権行使の際の独立性が明示的に定められている（個人情報保護法第130条）。

#### 1 組織

委員会は、委員長及び委員8人で構成され、任期は5年（ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間）である（個人情報保護法第131条第1項及び第132条第1項）。令和4年3月31日時点における委員長及び委員は、丹野美絵子委員長、小川克彦委員、中村玲子委員、大島周平委員、浅井祐二委員、加藤久和委員、藤原静雄委員、梶田恵美子委員及び高村浩委員である。

委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3第1項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとされている（個人情報保護法第131条第4項）。

また、委員長及び委員については、独立した職権行使を保障するための身分保障の規定が設けられている（個人情報保護法第133条）。

さらに、委員会には、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができることとされており（個人情報保護法第137条第1項）、令和4年3月31日時点において5人の専門委員が置かれている。

委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局が置かれており（個人情報保護法第138条）、令和3年度末の定員は148人となっている。事務局には、令和4年3月31日時点において事務局長のほか次長、審議官、総務課及び参事官5人が置かれている。

#### 2 予算

令和3年度の委員会の予算額（補正後）は、39億6,479万円である。

#### 3 組織理念

委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務としている（個人情報保護法第128条）。この任務を十分認識し職務を遂行するため、プライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有する個人情報が適正に取り扱われ、国民の安心・安全を確保できるよう、本年次報告冒頭のとおり組織理念を掲げている。

情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる。

### ③ 勧告及び命令（マイナンバー法第34条）

ア 委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。勧告の対象者には、特定個人情報を法令に基づいて取り扱う者のほか、違法に特定個人情報を取り扱う者も含まれる。

イ 委員会は、上記アによる勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

ウ 委員会は、上記ア又はイにかかわらず、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

### ④ 情報提供ネットワークシステム等に関する措置の要求（マイナンバー法第37条）

ア 委員会は、マイナンバーその他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、内閣総理大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。

イ 委員会は、上記アにより措置の実施を求めたときは、当該関係行政機関の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

## (2) 特定個人情報保護評価（マイナンバー法第27条、第28条）

行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びにマイナンバー法第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者（以下この項及び第2章Ⅱ第2節において「行政機関の長等」という。）が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、委員会規則等に定める手続に従い、特定個人情報保護評価を実施することとされている。

また、行政機関の長等が作成した特定個人情報保護評価書に重要な変更（リスク対策に係る変更等）が生じる等の場合は、特定個人情報保護評価の再実施を行うこととされている（マイナンバー法第28条）。

委員会は、マイナンバー法第27条及び第28条の規定に基づき、特定個人情報保護評価の実施に関し必要な措置等を規定する委員会規則の制定及び指針の作成を行うとともに、委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等が提出した特定個人情報保護評価書について承認を行う。

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とし、事前対応による特定個人情報の適正な取扱い

の確保及びマイナンバー制度に対する国民の信頼の確保を目的とした制度上の保護措置の一つである。

具体的には、行政機関の長等が、特定個人情報ファイルを保有する前に、当該特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク及び当該リスクを軽減するために講じている措置を自ら評価し、特定個人情報保護評価書において対外的に明らかにするものである。

(3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出の受付

地方公共団体は、マイナンバー法第19条第9号において、同法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務（以下「独自利用事務」という。）のうち、同法別表第2の第2欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号）で定めるものについて、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことができるものとされている。

独自利用事務の情報連携を行う地方公共団体は、委員会規則で定めるところにより、あらかじめ委員会に届け出なければならないとされており、委員会は、委員会規則で定める要件を満たす届出について内閣総理大臣に通知する。

3 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務

委員会は、個人情報保護法第129条に基づき、事業者等の保有する個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び特定個人情報の取扱いに関する苦情が寄せられた場合、相談窓口において、相談者に対し事案の内容に応じた説明を行うほか、必要に応じて、相談者からの苦情の申出についてあっせんを行うとともに、苦情の処理を行う事業者に対して解決に向けた協力を行う。このほか、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発、所掌事務を行うために必要な調査及び研究並びに所掌事務に係る国際協力に関すること等も行うこととされている。

## Ⅱ マイナンバー法に関する事務

### 第1節 マイナンバー法に基づく監督等

#### 1 委員会規則の改正

より柔軟かつ効果的な立入検査を実施するため、第197回個人情報保護委員会において、特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則の一部を改正する規則案を取りまとめ、これに対する意見募集を実施した。意見募集には、計2の個人等から2件の意見が寄せられ、その結果を令和4年3月30日に公表し、同日に特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則の一部を改正する規則（令和4年個人情報保護委員会規則第2号）を公布した。

#### 2 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン及びQ&Aの改正

令和2年及び令和3年のマイナンバー法の改正等を踏まえ、従業者等の同意に基づく特定個人情報の提供並びに漏えい等の報告及び本人への通知について具体的な取扱いの説明等を行うため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインを含む。）について、令和3年8月及び令和4年3月に改正を行った。

また、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&Aの更新を行った。

#### 3 漏えい事案等に関する報告の受付状況等

令和3年度においては、特定個人情報の漏えい事案その他のマイナンバー法違反の事案又はそのおそれのある事案について、170件の報告を受けた。このうち、「重大な事態」については、地方公共団体から3件、事業者から6件の報告を受けた（付表4）。

漏えい事案等の報告では、地方公共団体において、マイナンバーを含んだ書類を紛失した事案やマイナンバーを記載した書類を誤交付した事案等が多かった。また、重大な事態については、事業者において、システム開発業者に特定個人情報のダミーファイルを送付すべきところ、誤って実在の約4,170名分の特定個人情報を送付した事案等であり、いずれもマイナンバーが悪用されたとの報告は受けていない。

漏えい事案等の報告を受けて、再発防止策等の確認を行うとともに、同種の事態が起きないよう指導等を行った。

#### 4 指導、助言等の状況

令和3年度においては、特定個人情報の漏えい事案等の報告の受付等に際し、再発防止策の徹底を求める等の指導、助言等を17件行った（付表4）。

また、立入検査等を実施し指摘した事項について報告を求める等の報告徴収を74件行った（付表4）。

#### 5 立入検査等の状況

立入検査の実施に当たり、令和3年度検査計画を策定し、検査の実施方針として、①行政機関等に対して定期的な検査を行うこと、②地方公共団体に対して規模、過去の検査状況等を勘案の上、選択的に検査を実施し、検査項目を絞った検査を活用すること、③漏えい事案



等の報告等を踏まえ、随時に検査を行うこと等を定めている。

令和3年度においては、法令及びマイナンバーガイドラインの遵守状況、特定個人情報保護評価書に記載された事項の実施状況等を確認するため、行政機関等11件、地方公共団体51件の立入検査等を実施し、指摘した事項について改善の報告を求めた（付表4）。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、電子媒体による資料徴求、電話、メール又はオンライン会議でのコミュニケーション等の手法も活用した。

令和3年度に実施した立入検査等を通し、行政機関等においては、特定個人情報に係る安全管理措置がおおむね適切に実施されていることが確認できたものの、地方公共団体においては、安全管理措置のうち研修やログの分析等について、改善を要する事項が認められた。

## 6 監視・監督システムを用いた情報連携の監視状況

情報提供ネットワークシステムにおいて、行政機関等及び地方公共団体の職員による不正な利用がないか確認するため、情報連携される情報提供等記録について監視・監督システムを用いて分析を行い、情報連携の照会内容について、ヒアリング調査を行った。なお、調査を行った範囲内では、不正な利用は認められなかった。

また、監視・監督システムを更改し、分析能力を向上させた。

## 7 地方公共団体等の特定個人情報の取扱いに関する定期的な報告の状況

令和3年度においては、令和2年度におけるマイナンバーを取り扱う事務に関する体制の整備状況、研修や監査等の実施状況、システムの管理に関する事項等について、2,203機関から報告を受け、おおむね必要な措置が講じられていることを確認した。

なお、一部の安全管理措置が実施できていなかったとする機関に対しては、個別に連絡を行い、各種資料の紹介やログの分析方法等の説明等の支援を行った。

## 8 その他の監督活動

マイナンバーの定義について問合せが多いことを踏まえ、令和3年10月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第8項に定義される個人番号の範囲について（周知）」を公表し、マイナンバーの該当性についての考え方を示した上で、その取扱いについての注意喚起を行った。

また、インシデントに対する組織的対応能力を向上させ、安全管理措置の実質的な確保を図るため、地方公共団体から参加希望を募り、32団体に対して、マイナンバー漏えい事案等が発生したとの想定で初動対応の訓練を実施し、訓練の中で明らかになった問題等について改善を促した。

## 第2節 特定個人情報保護評価

### 1 特定個人情報保護評価書の承認

令和3年度においては、行政機関の長等（評価実施機関）から16件の全項目評価書の提出を受け、内容について審査を行った上で、全件の承認を行った（付表6）。

なお、地方公共団体等の全項目評価書については、マイナンバー法等により、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受け、委員会へ提出したのち、公表することが義務付けられている。

委員会の承認対象ではない特定個人情報保護評価書についても、必要に応じて記載方法等に関する助言を行っている。

## 2 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況

令和4年3月31日時点において、1の全項目評価書を含め、2,889の行政機関の長等（評価実施機関）が35,544の事務について特定個人情報保護評価書を公表している（付表7）。これらの特定個人情報保護評価書については、国民が検索及び閲覧することが可能となるよう、委員会が運用するシステム（マイナンバー保護評価Web）に掲載している。

## 3 特定個人情報保護評価指針の変更

特定個人情報保護評価指針については、マイナンバー法第27条第2項の規定に基づき、少なくとも3年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとされている。この規定に基づき、特定個人情報保護評価指針の再検討を行い、評価の再実施が必要となる特定個人情報ファイルに対する「重要な変更」の対象範囲を明確化する等の変更を行った。変更後の特定個人情報保護評価指針等については令和3年2月5日に公布及び公表し、同年4月1日に施行した。

# 第3節 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出の受付

## 1 届出の受付状況

地方公共団体は、独自利用事務のうち委員会規則で定めるものについて、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことができるものとされている。令和3年度においては、この要件を満たし、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求めることができる事務として、令和4年2月以降の情報連携について64の地方公共団体から139件の届出が、同年6月以降の情報連携について84の地方公共団体から254件の届出が、同年10月以降の情報連携について45の地方公共団体から108件の届出があった。これにより、同年10月時点で情報連携の対象とされる独自利用事務は、1,245の地方公共団体（都道府県47、市区町村等1,198）の9,070事務となる見込みである。

## 2 情報連携の対象となる独自利用事務の事例の追加等

情報連携の対象となる独自利用事務の事例については、平成27年8月に委員会の決定を経て公表して以来、地方公共団体からの要望を踏まえて数次にわたり追加してきた。

令和3年度においては、地方公共団体の要望を踏まえ、第177回個人情報保護委員会において、2件の事例を新たに追加するとともに、委員会規則に基づき、既存の2件の事例に関し、給付等の内容が類似している法定事務において照会可能な特定個人情報を追加し、これらについて公表した。

今後も、地方公共団体の要望を踏まえて事例の追加等を図りつつ、添付書類の削減等の具体的なメリットが国民に実感されるよう独自利用事務の情報連携の活用を促進していくこととしている。

#### 4 特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督の処理状況

(期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日)

対応事項	件数等
漏えい事案等に関する報告の受付	111 機関・170 件 (前年度：156 機関・207 件) (うち「重大な事態」(※1)に該当：9 件 (前年度：8 件)) (内訳) 行政機関等：5 機関・29 件 (前年度：8 機関・28 件) (うち「重大な事態」に該当：0 件 (前年度：2 件)) 地方公共団体：75 機関・102 件 (前年度：80 機関・104 件) (うち「重大な事態」に該当：3 件 (前年度：3 件)) 事業者：31 機関・39 件 (前年度：68 機関・75 件) (うち「重大な事態」に該当：6 件 (前年度：3 件))
うち「重大な事態」の内容	① 事業者において、システム開発業者に特定個人情報のダミーファイルを送付すべきところ、誤って実在の約 4,170 名分の特定個人情報を送付した事案
	② 事業者において、サーバーへの不正アクセスにより、約 130 名分の特定個人情報が漏えいした事案
	③ 地方公共団体において、委託事業者より納品されたデータに、他の地方公共団体に納品されるべき約 1,520 名分の特定個人情報が混入していたことに気付かずに、全国の関係団体に送付した事案
	④ 地方公共団体において、事業者の従業員約 280 名分の特定個人情報を、他の事業者に誤送付した事案
	⑤ 地方公共団体において、誤ったデータをシステムに取り込んだことにより、約 210 名分の特定個人情報を特定の者がシステム上で閲覧できる状態となっていた事案
	⑥ 事業者において、約 1,790 名分の特定個人情報が記録された CD を誤廃棄した事案
	⑦ 事業者において、委託元の許諾なく再委託が行われた事案
	⑧ 事業者において、サーバーへの不正アクセスにより、約 690 名分の特定個人情報が毀損した事案
	⑨ 事業者において、委託元の従業員の個人番号を取り違えて処理したことにより、約 160 名分の特定個人情報を誤った地方公共団体に送付した事案
指導、助言等	17 件 (前年度：40 件)
報告徴収	74 件 (前年度：10 件)
立入検査等	62 件 (前年度：23 件) (※2) (内訳) 行政機関等 11 件、地方公共団体 51 件 (前年度：行政機関等 7 件、地方公共団体 15 件、事業者 1 件)

(※1) 「重大な事態」とは、特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号)第2条各号に掲げる事態である。

(※2) 電子媒体による資料徴求、電話、メール又はオンライン会議でのコミュニケーション等の手法も活用した。

## 5 特定個人情報の安全管理措置等についての説明会の実施状況

(期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日)

説明会の名称	回数	参加者数
社会保障・税番号制度担当者説明会	48回	約6,600人
地方公共団体情報システム機構セミナー	8回	約2,300人
特定個人情報の取扱いに関する留意点の説明会	3回	約100人
計	59回 (58回)	約9,000人 (約6,300人)

(注) ( )内は前年度の実績。

## 6 特定個人情報保護評価書の承認日

(期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日)

評価実施機関	評価書名	委員会承認日
独立行政法人農業者年金基金	農業者年金業務等に関する事務 全項目評価書	令和3年4月7日
東京不動産健康保険組合	東京不動産健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書	令和3年7月28日
関東百貨店健康保険組合	関東百貨店健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書	令和3年7月28日
厚生労働大臣	労働者災害補償保険法による保険給付等(年金給付)に関する事務 全項目評価書	令和3年8月25日
国税庁長官	国税関係(受付)事務 全項目評価書	令和3年8月25日
国税庁長官	国税関係(賦課・徴収)事務 全項目評価書	令和3年8月25日
内閣総理大臣	情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務 全項目評価書	令和3年10月1日
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿への登録等に関する事務 全項目評価書	令和3年10月20日
預金保険機構	預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務 全項目評価書	令和3年10月20日
厚生労働大臣	職業安定行政業務に関する事務 全項目評価書	令和3年12月1日
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務 全項目評価書	令和3年12月15日
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務 全項目評価書	令和3年12月15日
厚生労働大臣	公的年金業務等に関する事務 全項目評価書	令和4年1月19日
厚生労働大臣	職業安定行政業務に関する事務 全項目評価書	令和4年1月26日
独立行政法人農業者年金基金	農業者年金業務等に関する事務 全項目評価書	令和4年3月9日

独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務 全項目評価書	令和4年3月9日
----------------	--	----------

## 7 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況

(令和4年3月31日時点)

評価実施機関	評価書を公表した機関数	評価対象事務数	評価書種別		
			基礎項目	重点項目	全項目
行政機関の長	9	19	8	0	11
地方公共団体の長その他の機関	2,190	34,724	32,412	1,673	639
独立行政法人等	48	54	46	1	7
地方独立行政法人	2	2	2	0	0
地方公共団体情報システム機構	1	1	0	0	1
情報連携を行う事業者	639	744	618	42	84
計	2,889	35,544	33,086	1,716	742

(注) 全項目評価又は重点項目評価を実施する事務の場合は、全項目評価書又は重点項目評価書と併せて基礎項目評価書を公表することとなるが、この場合の基礎項目評価書の数は計上していない。

## 8 信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に関する主な対話実績 (オンライン)

(期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日)

対話の相手等	開催月
OECDガバメントアクセスに関する拡大ドラフティング・グループ第3回会合	令和3年4月
OECDデジタル経済政策委員会デジタル経済データガバナンス・プライバシー作業部会 (CDEP WPDGP) 第4回会合	令和3年4月
第83回OECDデジタル経済政策委員会 (CDEP) 会合	令和3年4月
OECDガバメントアクセスに関するドラフティング・グループ (計4回)	令和3年4、5 (2回)、6月
欧州委員会司法総局との対話 (計3回)	令和3年4、5、9月
欧州委員会司法総局、在京EU代表部との対話	令和3年5月
在京米国大使館との対話 (※)	令和3年5月
ドラフティング・グループ有志国との会合	令和3年5月
米国商務省、国務省、司法省との対話	令和3年7月
第84回OECD CDEP会合	令和3年7月
第43回APECデータ・プライバシー・サブグループ会合	令和3年8月
G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル	令和3年9月
米国商務省との対話	令和3年9月
成長と Well-being のためのデータガバナンスに関する水平プロジェクト (Going Digital III) 会合	令和3年9月